

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○土地収用法に基づく事業の認定（用地対策課）	1

告 示

高知県告示第449号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

令和6年7月5日

高知県知事 濱田 省司

- 起業者の名称
須崎市
- 事業の種類
須崎市立学校給食センター建設事業
- 起業地
(1) 収用の部分
須崎市多ノ郷字クボタ地内
(2) 使用の部分
須崎市多ノ郷字クボタ地内
- 事業の認定をした理由
令和6年5月29日に須崎市から申請があった須崎市立学校給食センター建設事業（以下「本事業」という。）に関する事業認定の理由は、次のとおりである。
 - 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について
本事業は、須崎市立学校給食センター（以下「新センター」という。）を建設整備するものである。
新センターは、学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条の規定に基づき義務教育諸学校の設置者である須崎市が設ける施設であって、衛生的で安全かつ安心な学校給食を提供するとともに、食育を推進するために必要なものであることから、土地収用法第3条第31号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設」に該当する。
したがって、本事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
 - 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について
本事業の起業者である須崎市は、地方公共団体であ

り、本事業に要する経費及びその財源についての予算措置も講じられていることから、本事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

- 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について
ア 本事業の施行により得られる公共の利益について
現在の須崎市内の各小学校の給食施設は、建築後30年以上を経過し、施設の老朽化や厨房機器等設備の経年劣化が進んでおり、現行の耐震基準に合致しない建物も一部ある。衛生管理面においても、現行の学校給食衛生管理基準（平成21年3月文部科学省告示第64号）を遵守するためには、施設の構造を根本的に変える必要があり、既存施設の改修等に対応することは困難な状況である。
さらに、小学校では完全給食を実施することができていないものの、正規職員の退職不補充による調理員不足等により、自校調理体制の維持が困難となり、令和3年度から拠点校方式を導入せざるを得ない状況となっている。加えて、中学校給食は、全5校のうち2校で未実施となっており、「高知県の学校給食（令和4年度版）」によると県内の公立中学校94校のうち給食未実施は6校であり、そのうち2校が須崎市内の中学校であることから、県内の自治体の中でも大幅に遅れた状況であると言える。
これらの状況の中、本事業により整備する新センターは、須崎市内の8校の小学校のうち4校（他の4校は自校方式を継続し段階的にセンター方式に移行）と中学校統合後の2校の中学校の給食調理及び管理を一元化することにより、将来の人口減少も見据えた上で省力化及び省人化を図ることで調理員不足を解消し、須崎市内全校での完全給食を実施するものである。
また、新センターは、調理中に床を乾いた状態に保ち、湿度の上昇を抑え食中毒の原因となる細菌の繁殖を防ぐとともに、水の跳ね返り等による二次汚染を防止するドライシステムの導入、汚染作業区域と非汚染作業区域との明確な区分の実施など、現行の学校給食衛生管理基準に適合した施設となるよう計画されている。
本事業の完成により、将来にわたって安全かつ安心で魅力ある学校給食を安定的かつ継続的に提供することが可能となる。
以上のことから、本事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。
- 本事業の施行により失われる利益について
本事業の起業者である須崎市が現地調査を行った結果、高知県希少野生動植物保護条例（平成17年高知県条

例第78号）の定めにより、起業者が特に保護を図る必要があると認められる15種並びに高知県レッドリスト（動物編）及び高知県レッドリスト（植物編）に掲載のある動植物については、生育は確認されなかったが、今後、生育が確認された場合は、適切な措置を講ずることとしている。

埋蔵文化財については、須崎市教育委員会に問合せを行った結果、起業地内に史跡、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しないことを確認しており、本事業の施行に伴い、存在が確認された場合は、須崎市教育委員会に報告し、適切な措置を講ずることとしている。

また、本事業における環境影響評価については、環境影響評価法（平成9年法律第81号）に定める対象事業の要件に該当しないため実施していないが、須崎市は、本事業の施行において、起業地の周辺環境に及ぼす影響は極めて少ないとしている。

以上のことから、本事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 代替案の検討について

本事業に係る起業地として、給食提供対象校に効率的な配送を行うため、交通の利便性が高く、かつ、土砂災害警戒区域外及び砂防関係災害区域外であることを必須条件に、須崎市中心部の多ノ郷地区において3箇所の候補地を選定し、さらに接道条件、経済性及び早期実現性等も含め、あらゆる角度から適地性について比較検討した結果、他の2候補地と比較して最適地であると判断される。

このことから、本事業の起業地が最も適切であると認められる。

エ 比較衡量

アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益とを比較衡量した結果、本事業の施行により得られる公共の利益は、失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように、本事業に係る起業地は、他の候補地と比較して最も適切であると認められる。

したがって、本事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

(3)のアで述べたように、本事業は、老朽化した現在の小学校の給食施設が現行の学校給食衛生管理基準及び耐震基準を満たしていないこと並びに中学校給食においては全5校のうち2校が未実施であることから、早期

の施設整備が望まれる。

また、早期に施設整備を行い、児童生徒へ安全かつ安心な給食の提供を行うことは、利用者及びその関係者並びに地域社会を含めた食育や食文化の推進に資するものと考えられる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は、高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、学校給食衛生管理基準に定められた学校給食施設として必要な事項を勘案して決定されており、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられており、合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

- 5 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所
須崎市教育委員会事務局学校教育課